

【地域の概要】

- 各務原市の南西部、新境川の西側に位置し、約152.5haの耕地面積がある
- 中心経営体は9者おり、約26.3haを耕作している
- 東西に細長く農地が存在しているため、集約が難しい地域がある

①取組開始前の状況や課題

同地区で耕作する担い手（認定農業者）の農業委員から、耕作されていない農地（田）があり、遊休化する前に借り受けたいものの、所有者と連絡が取れないとの相談があった。

課題

- 相続登記がされておらず、担い手では相続人の探索が不可能。
- 相続人が遠方に居住する方であり、定期的な管理が難しい。
- 年に数回草刈を行っているものの、遊休農地化のおそれがある。

②取組内容

農地に関する意向調査（令和5年1月）

- 借り受け希望のあった農地の相続人と思われる方に対して、利用意向を聞く調査票を送付。
- 相続人が判明し、自作が困難とのことで、電話や郵送により農地の貸借制度について説明し、貸付同意を得た。
- 相続人が権利を有する別の農地（田）についても併せて、担い手への貸借へ結びつけることができた。



令和5年5月1日から3年間
利用権の設定がされる予定



- 借り受け希望のあった田
- 借り受け希望の担い手が耕作する田

③今後の展開と方向性

担い手の耕作地周辺の新規集積・集約化

- 相続等を契機に自作ができなくなり、担い手との接点がないことから貸借できない状況は、他地区でも発生していると思われるため、農業委員・推進委員が情報をキャッチし、農地所有者・担い手を繋げていく
- 今後の目標地図の作成、それに沿った担い手への新規集積・集約化に結び付けていく

